

分野別情報

第70回動物用医薬品専門調査会議事概要

平成19年3月13日(火) 14:00~15:00

議事概要:

- 1)トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)の再審査
- 2)豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン(ポーシリスERY、ポーシリスERY「IV」)の再審査  
・審議の結果、いずれも「当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。
- 3)リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤(ミコラル経口服液、経口用ミコラル)の再審査  
・審議の結果、「安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられることから、現在、設定されているチルミコシンのADIを見直す必要性はないと考えられる」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。
- 4)パロモマイシン  
・審議の結果、一日摂取許容量(ADI)を0.025mg/kg体重/日とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。
- 5)カナマイシン  
・審議の結果、一日摂取許容量(ADI)を0.008mg/kg体重/日とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。
- 6)ベンジルペニシリン  
・審議の結果、「一日摂取量が30μg/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとしたJECFA及び我が国で行われた過去の評価を変更する必要はない。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましい。」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。
- 7)エチプロストン  
・審議の結果、「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとされた。また、エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤(プロスタベットC)及び豚の注射剤(プロスタベットS)についても審議された結果、「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

- 1)トリニューモウイルスを弱毒化したものを主剤とする鶏用の生ワクチンです。
  - 2)豚丹毒菌を不活化したものを主剤とする豚用の不活化ワクチンです。
  - 3)抗生物質で、牛、豚等の細菌やマイコプラズマ感染症の治療に用いられます。
  - 4)抗生物質で、牛、豚、鶏等の細菌感染症の治療に用いられます。
  - 5)抗生物質で、牛、豚、馬、鶏等の細菌感染症の治療に用いられます。
  - 6)抗生物質で、牛、豚、馬、鶏等の細菌感染症の治療に用いられます。
  - 7)エチプロストン、エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤は牛、豚等の繁殖用薬剤として用いられます。
- 3)~7)は、いずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー